

## 公立野辺地病院面会規定

### (目的)

第1条 この規定は、入院患者の療養環境の維持及び家族等との関係性の尊重を図りつつ、安全で円滑な医療提供体制を確保することを目的として、公立野辺地病院（以下「当院」という。）における面会の取扱いについて定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 当院は、入院患者の社会的つながりの維持及び療養上の安心の確保の観点から、面会について原則として制限を設けないこととする。ただし、面会患者（以下「患者」という。）の安全及び療養環境の確保の観点から、必要な範囲で面会方法等の調整を行う場合がある。

### (面会可能時間)

第3条 面会可能時間は、原則として毎日14時から19時とする。ただし、患者の状態や診療上の都合により調整する場合がある。

### (面会人数及び時間制限)

第4条 面会人数及び時間については、次のとおりとする。

- (1) 1患者につき、1回最大3名まで
- (2) 面会可能時間内であれば、時間制限は原則設けない
- (3) 病棟等の状況や医師及び看護師等の判断で人数や時間を制限する場合がある。

### (面会者)

第5条 面会者は、中学生以上の同居家族、キーパーソン及びパートナーとする。ただし、医師及び看護師が必要と判断した場合はその限りでない。

2 面会時は、病院職員（以下「職員」という。）の指示に従わなければならない。

### (面会制限の対象者)

第6条 次の各号に該当する者は、面会を制限する。

- (1) 発熱（37度以上）、咳及び下痢等の症状がある者
- (2) 感染症に罹患している者
- (3) 過去7日以内に感染症患者と接触があった者
- (4) 同居家族が感染症に罹患している者
- (5) 小学生以下の者
- (6) その他、医師又は看護師が不相当と判断した者

### (面会場所)

第7条 面会場所は、原則として各病棟のデイルームとする。ただし、患者の症状等により患者病室ベッドサイドを使用することができる。

### (面会の手続)

第8条 面会を希望する者は、次の各号の手順により手続を行わなければならない。

- (1) 面会受付で面会簿に必要事項を記入し、体調を確認する。

- (2) 受付担当者が面会可能と判断した場合、人数分の目的に応じた面会シール（以下「シール」という。）を面会者へ渡す。
- (3) 面会者は左胸にシールを貼付後病棟へ移動し、職員へ声をかける。
- (4) 職員は、必要に応じて面会場所を案内し説明する。
- (5) 面会中はシールを貼付した状態で行う。
- (6) 面会終了後は、シールを面会受付へ返却する。

2 面会受付場所は次のとおりとする。

- (1) 平日 14時から17時まで 外来受付4番カウンター
- (2) 平日 17時から19時まで 正面玄関ホールカウンター
- (3) 土日祝日14時から19時まで 正面玄関ホールカウンター  
（面会時の感染対策）

第9条 面会者は、感染対策を遵守しなければならない。

- (1) 面会前後に手指消毒の実施
- (2) サージカルマスク（不織布マスク）の着用
- (3) 患者の感染症の状況により、個人防護具の着用を指示する場合がある。  
着脱方法については、職員の指示に従うこと。

（面会中の禁止事項）

第10条 面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 飲食
- (2) 酒気帯
- (3) 喫煙
- (4) 大声での会話や他患者への迷惑行為
- (5) 無断での病室移動や他患者病室への出入り
- (6) 無断での写真撮影、音声録音及びSNS等への投稿
- (7) 医療機器への接触や操作
- (8) 生花の持込
- (9) 高価な金品の持込
- (10) 食べ物の持込。ただし、職員へ確認後、許可を得たものは可能
- (11) 職員の指示に従わない行為

2 面会者に規定違反又はそのおそれがあると判断した場合は、面会を中止とする。

（面会制限）

第11条 次の各号の場合には、面会の制限又は必要最小限に行うことがある。

- (1) 患者が感染症を発症している場合。又は発症者と同室（濃厚接触含む。）  
の場合
- (2) 入院病棟において感染症の集団発生が起きた場合
- (3) 感染症流行により、病棟運営に必要な人員が不足し、安全な医療提供が  
困難と判断した場合
- (4) 患者の症状等など、医師又は看護師が適当でないと判断した場合

（面会の特例）

第12条 次の各号の場合には第3条に関わらず、医師の判断により面会を可能と

する。

- (1) 病状説明
- (2) 重症患者又は終末期患者等
- (3) 認知症患者又は不安定な状況にある患者等
- (4) 前各号以外に、医師が必要と認めた場合  
(代替手段)

第13条 感染症流行状況や患者の状態により、対面面会が出来ない場合は、オンライン面会又は電話連絡等により面会させることができる。

(周知方法)

第14条 患者及び面会者への周知方法は次のとおりとする。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 公立野辺地病院ホームページへ掲載  
(その他)

第15条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は事業管理者が定めるものとする。

附 則

この規定は、令和8年5月1日から施行する。